

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年12月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400038号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2400005号

第1 結論

昭和60年4月の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月

私は、昭和58年12月21日に国民年金に加入し免除申請をしていたが、昭和60年5月1日に厚生年金保険に加入したので、同日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同年4月は申請免除と記録されていると思っていた。

しかし、日本年金機構の記録では、昭和60年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した記録になっており、同年4月は空白期間となっているが、この被保険者資格の喪失記録について、私は手続を行った覚えがなく、同年5月1日に厚生年金保険に加入した会社(A社)の人が国民年金の手続もしていたと思う。

本来は、昭和60年5月1日まで国民年金の被保険者期間であり、そうであれば同年4月の免除申請を行うことができたと思うので、調査の上、請求期間の記録を免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録(以下「被保険者台帳等」という。)によると、請求者は、昭和60年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、請求期間において国民年金に未加入であることが確認できるところ、請求者は、同日の国民年金被保険者資格喪失に係る手続を行った覚えがなく、請求期間は国民年金の被保険者であり、国民年金保険料を免除されていた期間として認めるよう主張している。

しかしながら、基礎年金制度が導入された昭和61年4月より前の期間において、国民年金の被保険者が厚生年金保険被保険者資格を取得した場合は、国民年金被保険者資格を喪失することになり、当該被保険者は、国民年金被保険者資格喪失届を市町村長に提出する旨定められていた上、基礎年金番号が導入された平成9年1月より前

の期間において、国民年金と厚生年金保険の記録は別の年金手帳記号番号で管理されており、請求期間においては、国民年金の被保険者が厚生年金保険被保険者資格を取得すると、自動的に国民年金被保険者資格を喪失する取扱いではなかったことから、昭和 60 年 4 月 1 日の国民年金被保険者資格喪失に係る請求者の主張は、請求期間当時の制度上の取扱いと符合しない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 60 年 5 月 1 日であり、請求者は、同日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できること、請求者に係る雇用保険の被保険者記録によると、同年 4 月 1 日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できること、及び請求者が所持する厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳によると、同社に係る厚生年金保険の被保険者となった日の欄に、同年 4 月 1 日と記載されていることが確認できることを踏まえると、請求者は、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を同日に取得したものとして、国民年金被保険者資格を同日に喪失する手続を行った可能性が高いと考えるのが自然である。

さらに、前述のとおり、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことができない。

加えて、被保険者台帳等によると、昭和 58 年 12 月から昭和 60 年 3 月までの期間は申請免除と記録されているものの、請求期間は改めて国民年金保険料の免除申請が必要であるところ、請求者は、「免除が継続していると思っていたため、請求期間に係る免除申請を行っていない。」旨陳述している上、B市C区は、「請求者の請求期間に係る保険料の免除申請が行われたことが確認できる資料を保管していない。」旨回答している。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。